

## 「字余り法則」小考

高山, 倫明  
九州大学大学院人文科学研究院 : 教授

<https://doi.org/10.15017/2544115>

---

出版情報 : 語文研究. 126, pp.18-32, 2018-12-25. 九州大学国語国文学会  
バージョン :  
権利関係 :



# 「字余り法則」小考

高山 倫明

## 1 はじめに

古代の和歌の字余りには、一種の法則性のあることが知られている。本居宣長『字音仮字用格』（1776）「おを所属弁」は次のように述べている（【 】内は割書）。

「又歌ニ五モジ七モジノ句ヲ一モジ余シテ六モジ八モジニヨム事アル、是必<sup>ナカラ</sup>中ニ右ノあいうおノ音ノアル句ニ限レルコト也、【えノ音ノ例ナキハ、イカナル理ニカアラム、未考】」

宣長は「え」の例がないのを不審としているが、今日では、ア行のエで始まる語の絶対数が少ないうえに10世紀中頃までにはヤ行のエに吸収された（ヤ行の音価で合流した）ことによる偶然的欠落と考えられている。字余りは、句の途中に単独の母音音節が含まれているものに限られるという指摘であり、それは、句の途中に母音で始まる語（「内」、「言ふ」、等々）が含まれているということでもある。

としのうちにはるはきにけりひととせを

こそとやいはむことしとやいはむ（古今集 卷1-1）

上の歌で言えば第一句と第五句がそれに該当する。ただし、第四句がそうであるように、句中に単独母音音節が含まれていれば必ず字余りになるというわけではない。また、句頭の単独母音音節も字余りの有無には関与しない。

わがいほはみやこのたつみしかぞすむ

よをうちやまとひとはいふなり（古今集 卷18-983）

ありはてぬいのちまつまのほどばかり

うきことしげくおもはずもがな（古今集 卷18-965）

宣長は、さらに続けて、その史的变化をも指摘している（下線引用者）。

「古今集ヨリ金葉詞花集ナドマデハ此格ニハヅレタル歌ハ見エズ、自然ノコトナル故ナリ、【萬葉以往ノ歌モ、ヨク見レバ、此格也、千載新古今ノコロヨリシテ、此格ノ乱レタル歌ヲリ〜見ユ、西行ナド殊ニ是ヲ犯セル歌多シ】」

すなわち、八代集のうち古今和歌集（914年頃）から金葉和歌集（1127年）・詞花和歌集（1154年頃）あたりまではこの「格」に則っており、先行する万葉集でも同様なのだが、千載和歌集（1187年）・新古今和歌集（1205年）の頃から乱れ始め、代表的な新古今歌人である西行（1118-1190）などはとくに違反例が目立っているというのである。

宣長のこれらの指摘を受けて、近代以降「字余り法則」の実証的研究が進められ、また、その史的变化をめぐって、日本語の音節構造の変化や、古代の和歌の唱詠法<sup>(註1)</sup>といった観点から研究が積み重ねられてきた。今日では、字余りにこのような変化の見られた12世紀後半頃を境に、中央語は非モーラ方言（シラビーム方言）からモーラ方言へ変化したとする説が一定の支持を得ている。

本稿では、韻文に関する「字余り法則」に、言語史がどう関与しているのか、再検討を試みたいと思う。

## 2 万葉集の字余り

文献資料に拠るかぎり上代語は開音節が徹底していたと考えられるので、母音で始まる語が後部要素となって複合語をつくる際には必然的に母音の連続が生じることになる。しかし、その際は、一方が脱落したり、両者が融合するなどして、その連続は回避されているように見える。

ワカ・アユ（若鮎）→ワカユ [和可由]（巻5-857）

ハナレ・イソ（離磯）→ハナレソ [波奈礼蘇]（巻15-3600）

クニ・ウチ（国内）→クヌチ [久奴知]（巻5-797）

ワガ・イモ（我が妹）→ワギモ [和伎母]（巻15-3764）

これは「母音連続の忌避」と呼ばれ、古代日本語の大きな特徴の一つと認識されている。日本語の音節構造と母音の特性を通時的観点から説いた橋本進吉（1942）は、古代日本語の母音の特異性として、一、音結合体の最初以外に用いられないのが原則であること、二、複合語や連語において母音連続が生じる際は、脱落・縮約等が起こること、そして、宣長が指摘した、三、字余りの句には必ず母音音節があるのを例とすること、を総合し、

「これは畢竟国語の音節構造に於ける母音の特性から来たものと思はれる。即ち国語の母音は、その前に子音を附けて、始めてしつかりした自立性ある音節を作るのであつて、単独の母音は、音節結合体の最初にあつて、前に連る音が無い場合には一つの独立した音節を形づくるけれども、前に他の音節があつて、その音節を構成する母音に直接に接触する場合には不安

定な状態に在り、やゝもすれば自身が脱落するか、又は直前の母音を排除し、その音節中の子音と結合して、安定した音節を作らうとする傾向があつたのである。」

と述べ、また、次のようにも述べている。

「国語の母音は、子音と結合するか又は音結合体の最初に立たない限り、充分の独立性ある音節を構成しにくいといふ性質があつた」

さて、佐竹昭広（1946）は、宣長と橋本の論を受けて万葉集の字余りを精査し、例外処理のための補則を立てるなどして、この法則の有効性を再確認した。第一則が宣長の指摘した「格」であり、第二則以下が補則にあたる。

第一則 句中に単独の母音々節（エを除く）を含有する時はその字余りは差支へない。而してこの時代には五音を七音に、七音を九音にした字余りがあるが、此の場合単独母音々節は最低限二つを必要とする。

第二則 句頭に単独の母音々節、

(1) 「イ」音がありその次にくる音節の頭音が (j) であるか、又は次の音節にそれと同じ母音 (i) を尾母音として含む時、

(2) 「ウ」音がありその次にくる音節の頭音が (w)、(m) の時、その字余りは差支へない。

第三則 句中に

(1) ヤ行音がありその上にくる音節の尾母音が (i)、(e) である、即ち、ヤ行子音 (j) がその上の音節の尾母音 (i)、(e) と相接する時、

(2) ワ行音がありその上にくる音節の尾母音が (u)、(o) である、即ち、ワ行子音 (w) がその上の音節の尾母音 (u)、(o) と相接する時、

その字余りは差支へない。

以後、補則の追加・改正が検討され、今日では、毛利正守（1979b）による、次のような整理が広く行われている。

第一則 句中に単独の母音音節（ア・イ・ウ・オ）を含むとき、

第二則 (1) 句頭に「イ」があり、その次にくる音節の、頭音が (j) か (m)、又は尾母音が (i) のとき、

(2) 句頭に「ウ」があり、その次にくる音節の、頭音が (w) (m) のとき、

第三則 (1) 句中のヤ行子音 (j) が、その上の音節の尾母音 (i)、(e) と接するとき、

(2) 句中のワ行子音 (w) が、その上の音節の尾母音 (u)、(o) と接するとき、

第四則 句中に、推量・意思を表わす助動詞「ム」を含むとき、

第五則 (1) 句中に、同一の子音にはさまれた狭母音を含むとき、

(2) 句中に、無声子音にはさまれた狭母音を含むとき、  
字余りをみる。

また、山口佳紀 (2004) は、宣長の指摘した第一則にかかわる字余り句を「単独母音性の字余り句」、その補則にあたる第二則以下にかかわる字余り句を「非単独母音性の字余り句」と呼び、第二則・第四則・第五則 (2) の有効性を批判してこれらを廃するとともに、第三則・第五則 (1) を改めて、「非単独母音性の字余り句」の生じる場合を以下のようにまとめている (以下、本稿でも山口に倣って単独母音性／非単独母音性の用語を使用する)。

- ① 句中に〈イ列音+ヤ行音〉または〈エ列音+ヤ行音〉がある場合  
(ただし、イ列音・エ列音は甲類または甲乙に区別のない場合)
- ② 句中に〈ウ列音+ワ行音〉または〈ウ列音+マ行音〉がある場合
- ③ 句中に同一子音の音節が連続し、子音間に狭母音 (稀に中広母音) がある場合
- ④ 句中に同一母音の音節が連続する場合

さて、佐竹は、各則を「その字余りは差支へない」と結んでいるが、上記の橋本説を引いて「字余りに母音々節が含まれてゐるといふ理由は是によつて尽くされてゐると思ふ」とも述べているように、文字の超過が問題にならないのは、許容ではなく、上代語の性質の直接的な反映と考えている。母音単独では十分の独立性ある音節を構成しにくいいため、前接する語句の末尾の母音と融合し、韻律単位の1単位分を構成する。したがって文字数は超過しても定型に収まるという認識である。

佐竹はまた、第二則・第三則を打ち出すにあたって、イシ>シ (石)、イマ

ダ>マダ（未）のような語頭母音の脱落をはじめ、じっさいに当代の音声言語にあり得た縮約・脱落現象を念頭に作業を進めている。万葉集に実例のないものまでも条件に含めているのはそのためである。第二則（1）の句頭のイ音+（j）は、イヤ>ヤ（弥）のような縮約例を念頭に置いたものだが、集中からの挙例はない。同（2）の句頭のウ音+（w）もやはり挙例がない。

後続研究による、補則の追加・改正の議論においても、助動詞ムの撥音化や母音の無声化（ともに上代語に確例はないのだが）、あるいは重音脱落といった、実際の音声言語にあり得る縮約・脱落現象が念頭に置かれており、いずれも、字余りを当代の音声言語の直接的な反映と見ているようである。佐竹が句頭の単独母音の脱落を想定して第二則（1）の例に挙げた「いりえとよむなり〔入江響奈理〕（巻9-1699）」をめぐって、結果的にラ行音が句頭に立つことになり、古代日本語には想定しにくいといった議論があるのも、そうした認識が背景にあるからにほかならない。

前掲の毛利による整理では、佐竹が「その字余りは差支へない」とした部分が「字余りをみる」となっていて、その点がより鮮明になっている。当時の母音連続は1拍分に収まるのが基本なので「字余りをみる」のである。毛利はまた、句中に単独母音音節があっても字余りにならない場合があることを、服部四郎の喉頭有声子音音素 /' /（ゼロフォネーム）と単語結合／単語連続の概念を導入して説明するが、/ CVV / は単語連続の状態で音のとぎれを有するため字余りにならず、/ CVV / は単語結合体の状態にあつて音のとぎれがなくなるので字余りを生じるとする。音素有無という、まさに言語の問題、辞書形の相違が字余りの有無を左右するという主張である（冒頭に引いた歌の「こぞとやいはむことしとやいはむ」も、前者が /'ipa-/、後者が /ipa-/ という、辞書形の相違ということになる）。その姿勢は、「句中に母音「あ・い・う・お」を含むと字余りをきたす」（『日本語学大事典』2018）といった表現にも端的に表れている。このように、字余りに見られる法則性を当時の言語状況、母音の特性の反映とみるのは、今日の字余り研究の共通認識となっているように思われる。

さて、そうすると、句中に単独母音を含みながら字余りになっていない句は、音数不足の破調になる可能性がでてくる。木下正俊（1958）はこれを準不足音句と呼び、万葉集を精査して、それらの出現位置に偏りがあることを明らかにした（第一句43例、第二句620例、第三句25例、第四句560例、第五句82例）。その上で、相対的に分布が少数の第一句・第三句・第五句の数をさらに減らすべ

く、種々改訓を試みている。

これらの準不足音句は、破調と認めてしまうにはその数が多く、木下が「準」を冠したのも頷けるところであるが、ともすれば音数不足を招くという発想は、後の万葉集改訓の判断基準の一つとなり、多くの研究者がそれに続いた。『和歌大辞典』（明治書院 1986）「字余り」の項には次のような記述も見える（下線引用者。冒頭の三法則は、上記の第一則から第三則までをさす）。

「以上の三法則は、万葉集の短歌において、その訓を可能な限り処理したとき、99.1%まで守られているといえる。古今・後撰集では100%守られている。また、その三法則にいう状態にあっては、短歌の第一・三・五句はつとめて字余りにしていることも知られている。句中に単独母音音節を含む時にはむしろ音数不足と感じたので、五音の句はつとめて一音節を補い、特に結句ではいささかの不足も許さず必ずもう一音節を加えて字余り句で結んだのであった。」

### 3 補則の適用範囲

上記の第二則以下、あるいはそれを再整理した山口の「非単独母音性の字余り句」の適用によって、以下のような例も定型に収まる見通しが立つこととなった。

#### 第二則（1）

- ・ いやしきわがゆゑ [賤吾之故]（巻9-1809 長歌7音句）
- ・ いまださかずける [未開家類]（巻10-2123 第五句）
- ・ いひりひもちきて [伊拾持來而]（巻16-3880 長歌7音句）

#### 同（2）

- ・ うゑつきがうへの [殖槻於之]（巻13-3324 長歌7音句）
- ・ うみへつねさらず [海邊都祢佐良受]（巻17-3932 第二句）

#### 第三則（1）

- ・ ふたりゆけど [二人行杼]（巻2-106 第一句）
- ・ てにまきてゆかむ [手尔麻伎弓由可牟]（巻17-4007 第五句）

#### 同（2）

- ・ あれはこひなむを [吾戀南雄]（巻11-2767 第四句）
- ・ いもがこゑをきく [妹之音乎聞]（巻7-1411 第五句）

#### 第四則

- ・ よりたまはむ [依賜將]（巻6-1021 長歌5音句）

- ・とらむともおもはず [将取跡毛不念] (巻9-1777 第五句)

第五則 (1)

- ・このころきかずて [比者不聞而] (巻3-236 第四句)
- ・おびつつけながら [應婢都々氣奈我良] (巻18-4130 第二句)

同 (2)

- ・みもかはしつべく [見毛可波之都倍久] (巻8-1525 第二句)
- ・ほとけつくる [佛造] (巻16-3841 第一句)

④句中に同一母音の音節が連続する場合

- ・ままのゐをみれば [真間之井乎見者] (巻9-1808 第二句、ただし乎字のない写本もある)
- ・きみをみむとこそ [君乎見常衣] (巻11-2575 第二句)
- ・いもがうへのことを [妹於事矣] (巻12-2855 第五句)

ただし、言うまでもなく、ここに想定される音的状況は、本来ならば韻律単位の2拍分に相当するところである。たとえば、第二則(1)のうち頭音(j)は佐竹論文に挙例がなく、上に示した例が唯一その条件に該当しそうなものであるが、「イヤ〜」の音連続(いや遠に[伊也等保尔]、賤しき宿も[伊也之伎屋戸母]、等)に限っても集中に117例を数え、上記の1例と字足らず句の3例を除く113例が韻律単位の2拍分で定型に収まっている(非字余りの5音句33例、同じく7音句78例、単独母音性字余りの7音句2例)。次の、(m)についても、「イマ〜」の音連続(いませ我が背子[伊麻世和我勢故]、今盛りなり[伊麻佐可利奈理]、等)だけで276例、そのうち当該条件が効いていそうな非単独母音性字余り句は上に例示したものを含む5例に留まり、あとはみな韻律単位の2拍分で定型に収まるものである(非字余りの5音句74例、同じく7音句186例、単独母音性字余りの7音句11例)。「非単独母音性の字余り句」の「④句中に同一母音の音節が連続する場合」に至っては膨大な数が該当するが、もちろん韻律単位の2拍分相当が基本である。

第二則以下は、通常は韻律単位の2拍分相当のところを、うまく繋いで詠めば韻律単位の1拍に収めることもできる(かもしれない)音連続であって、これらは許容範囲の問題である。であれば、第二則以下をも「字余りをみる」で受けるのは適当ではない。

では、第一則のみを「字余りをみる」で受け、第二則以下は「差支へない」とすべきであろうか。

#### 4 シラブルの分割意識

橋本の言う「子音と結合するか又は音結合体の最初に立たない限り、十分の独立性ある音節を構成しにくいといふ性質」とは、具体的にはどのようなものであろうか。たとえば、現代中央語には音節末子音 / -k, -p, -t /、異種の二重子音 / -ks-, -pt- /、有声二重子音 / -bb-, -dd- / といった音素配列が基本的に認められないが、諸言語・他方言に照らして、それらがとくに不自然だったり発音困難だったりするわけではない。排除されるのは当該方言の音素配列規則の適用による。上代人と現代人とで生理的な発音機構に相違があるとは考えられないので、上代語で母音の連続が許されないのは、現代語にはない規則によるものと考えなければならない。

ところで、「母音連続の忌避」と呼ばれる現象が顕著に現れるのは、万葉仮名文献においてである。それは、漢字という外国文字の応用による日本語表記の段階で生まれた資料群である。<sup>(注2)</sup> また、それらのうち、一字一音で書かれるなどして語形の特定が可能なものは、記紀歌謡や万葉歌（の一部）といった韻文資料にはほぼ限られている。それが中古以後の仮名散文資料、つまり日本語に特化した文字で書かれた散文資料になると、とたんに「しほうみ（塩海）」「からうた（漢詩）」「やまとうた（和歌）」「いでいり（出入）」（土佐日記）といった語形が数多く拾えるようになる。母音をめぐる音素配列規則の通時的変化が、表記史上の大転換期とたまたま時を同じくして起ったということに、筆者は違和感を禁じ得ないのだが、形態論レベルの音素配列規則の有無についてはしばらく措くとしてしよう。

ここで問題としたいのは、それが句形成（韻文のではなく言語学的な）のレベルにまで無条件に拡張されるのか、という点である。

前記の橋本論文は、万葉仮名表記の事例に即して、語・複合語・連語の順に母音連続の許容量が増すことを認め、次のように述べている。

中にも歌の一句をなす連語では常に許され、それが為<sup>レ</sup>に字余りになる事をも厭はないが、しかしその場合にはその音節は定数外のものとして特別扱いにせられるのである

単独では十分の独立性ある音節を構成しにくいという母音の性質に絡めて字余りに言及してはいるが、単独の母音が音結合体の最初以外には許容されないとする形態論的特徴を、無条件に句形成（連語）のレベルにまで拡張しているわけではない。歌の定数としては特別扱いにされると言っているのである。

しかし、今日の字余り研究の多くは、実質的にその拡張を前提としている。

うらうらに照れる<sup>はるひ</sup>春日に [宇良々々尔 照流春日尔]

ひばり<sup>あ</sup>上がり<sup>こころがな</sup>心悲しも [比婆理安我里 情悲毛]

ひとり<sup>おも</sup>し思へば [比登里志於母倍婆] (巻19-4292)

この歌の場合、第三句「ひばり<sup>あ</sup>がり」と第五句「ひとり<sup>し</sup>おもへば」が字余りだが、これが、上代語の母音の特性で「ひばり+あがり」「ひとり<sup>し</sup>+おもへば」といった語と語の接続部分でも縮約して、「ヒ・バ・リア・ガ・リ」「ヒ・ト・リ・シオ・モ・ヘ・バ」といった音節分割になるというわけである。しかし、韻文ならぬ、通常の音声言語としては、これはかなり不自然ではあるまいか。音節 (syllable) の境界については、音声学的に説明しきれない場合があっても、ネイティブ・スピーカーの意識は概ね一致するものだとされるが、現代日本の非モーラ方言話者が、そろって「ア・スイ・ソイ・デイ・ク」(明日急いで行く)のような音節分割をするかどうか。もちろん、歌は特別である。日常の音声言語にはありえないような分割で音符が割り振られることは珍しくない(とりわけ昨今のJ-popではその印象が強い)。語形が特定可能な上代語文献の大半が韻文に偏ることが、ここであらためて思い起こされる。かりに上代語が非モーラ方言だったとしても、たとえば、「ア・レ・ヲオ・キ・テ (我れを措きて) [安礼乎於伎弓] (巻5-892)」、「イ・カ・ニ・カア・ガ・セ・ム (いかに我がせむ) [伊可尔可阿我世武] (巻5-795)」、「コ・エ・テ・ゾア・ガ・ク・ル (越えてぞ我が来る) [古延弓曾安我久流] (巻15-3589)」、「イ・モ・ヲオ・キ・テ・キ・ヌ (妹を置きて来ぬ) [伊毛乎於伎弓伎奴] (巻15-36345)」のように、語幹や、単音節語であれば語そのものまでが前接語の末尾に従属するような音節分割になるかどうか。慣用的表現ならばあり得るのかもしれないが、そればかりでは歌にならないだろう。古事記の散文部分に出てくる「宇摩志阿斯訶備比古遲神」(上巻)、「伊多玖佐夜藝帝阿理那理」(中巻)などは、おそらく稗田阿礼の語りに出てきたのであろうが、太安萬侶はそれを「ウ・マ・シア・シ・カ・ビ」「サ・ヤ・ギ・テア・リ・ナ・リ」のように分割して聴いたのだろうか。

また、現代東京方言などでは、2モーラ・1音節となるのは副音が [i] の降り二重母音(音節主音の後に副音が来るもの)に限られ、[ie] (家)、[ue] (上)、[ao] (青)、[kau] (買う)のようなものは連母音で2モーラ・2音節となるとされる(服部四郎『音声学』など)。上の諸例からすれば、上代語はその限りではないようであり、その点もやや気になるところである。

そもそも、非モーラ言語であれば母音連続は縮約するものなのだろうか。一

般に母音連続を嫌うとされる英語でも、音節境界を挟んだ単語内の母音連続 (hiatus) はさほど珍しくはない (co-operate, re-action, situ-ation, など)。また、I am, You are, He is といった句形成における単語間の母音連続もごくふつうにあり、それらが義務的に短縮形となるわけでもない。

## 5. 古今和歌集以後

古今和歌集仮名序は「やまとた」にはじまり、「いひいだせる」「ありそうみ」「さざれいし」「あひおひ」「かたいと」といった語も出てくるが、所収歌の中にも、語中に単独母音音節含む複合語形が出てくる。多くは字余り句となっているが、ここではむしろ、散文と同じように、形態論レベルでの母音連続が必ずしも排除されていないことに注意したい。

ありそうみの (序、巻15-818)、さくらいろに (巻1-66)、おもひいづる (巻3-148、巻11-495)、わたつうみの (巻5-250、巻7-344、巻17-910、巻17-911)、さざれいしの (巻7-343)、こぎいでぬと (巻9-407)、やまあらしも (巻19-1005)、以上、単独母音性字余り句 (5音句)

ものおもひもなし (巻1-52、巻18-967)、ふきあげにたてる (巻5-272)、やまおろしのかぜ (巻5-285)、あきのかりいほに (巻5-306)、ありあけのつきと (巻6-332)、ありあけのつきを (巻14-691)、もとあらのこはぎ (巻14-694)、おきつしほあひに (巻17-910)、かたいとによりて (巻20-1081)、以上、単独母音性字余り句 (7音句)

また、少数ながら、そういった語形が定型に収まっている場合もあり、さらに注目される。

わがいほは (巻18-982、巻18-983)、かたいとを (巻11-483)、ありあけの (巻13-625)、あなたおもてそ (巻17-883)、せぜのしらいと (巻17-925)

宣長が指摘したように、古今和歌集 (914年頃) から金葉和歌集 (1127年)・詞花和歌集 (1154年頃) の頃まで、すなわち12世紀前半頃までは第一則がきれいに守られていた。つまり、上代語に想定された義務的な母音縮約の延長上で字余りを捉えた場合、万葉歌はともかくも、形態論レベルの母音縮約がなくなったと思われる古今集以後も、句形成のレベルにおいては2世紀以上にわたって縮約が起り続けたことになる。これもまた、かなり不自然なことではあるまいか。

ところで、12世紀前半頃までには、音韻史的には以下のような変化がすでに生じていると考えられる。

・撥音便の発生：

撥音の音韻的確立の時期については諸説あるが、10世紀に成立した『土佐日記』には「ししこ（死にし子）」「つんだる（摘みたる）」のように、舌内・唇内の撥音便が仮名の有無で書き分けてある。

・ア行のエ [e] とヤ行のエ [je] の合流：

10世紀中頃までには両者の音韻的対立は失われ、悉曇書などの記述から音価はヤ行の [je] の方に吸収されたと考えられている。

・ア行のオ [o] とワ行のヲ [wo] の合流：

11世紀初頭頃の文献からオ・ヲの表記の混乱が目立ち始め、両者の音韻的対立が失われたことが推察される。その際、これも音価はワ行の [wo] の方に吸収されたと考えられている。

・語中のハ行音のワ行音化（ハ行転呼）

11世紀頃から、語中のハ行音をワ行の仮名で書いたり、逆に語中のワ行音をハ行の仮名で書いたりしたものが目立つようになり、語中での両者の区別が失われたことが推察される。

なお、完全な合流はもう少し下って13世紀頃かと推定されるが、イ [i]・キ [wi]、エ [je]・エ [we] についても、資料によっては10世紀頃から表記上の混同が見られ始めており、音価はそれぞれ [i]、[je] に吸収されたと考えられている。

金葉集・詞花集の頃には、すでにオ・ヲの区別が失われ、音価はヲ [wo] の方に統合、ハ行転呼もすでに起こっている。ということは、語中に「オ」を含む字余り句はすでに単独母音性の資格を失い、逆に語中の「フ」はその資格を得ていた可能性が高い。しかし、宣長の言うように「此格ニハヅレタル歌ハ見エズ」なのである。この時代の字余りの様相を、当代の音声言語の直接的な投影と見なすことは不可能だろう。

ところで、様々な単音が言語音としての示差性を確保するには一定のきこえ (sonority) が必要であり、それを保証する音の塊が音節 (syllable) である (たとえば [k, t, p-] や [-k, t, -p] の互いの示差性の確保は、音節主音の入りわたりや出わたりの音響の差に負うところが大きい)。したがってそれは普遍的な単位である。そして、それに加えて、調音に要する時間で音連続を分割する、モーラ (mora) の単位を有する言語もある。現代日本語の中央語もその一つだが、<sup>(注3)</sup> モーラ言語は諸言語の中では少数派に属するようである。個別的なものは遅れて発達しただろうから、日本の中央語がある時点でモーラの単位を獲得し

たことは疑いのないことである。しかし、その時期を「字余り法則」の変化に絡めて12世紀後半頃に特定するのは、ちょっと無理がある。<sup>(注4)</sup>

「殊二是ヲ犯セル歌多シ」と宣長に名指しにされた西行の歌については本郷洋子（1975）に詳しい分析があるが、驥尾に付して筆者も久保田 淳・吉野朋美校注『西行全歌集』（岩波文庫、2013年）に拠って簡単な観察をしてみた。<sup>(注5)</sup> 字余り句は計549例を数え、そのうち単独母音性のものが370例、非単独母音性のものが178例であった。後者を含むものが「是ヲ犯セル歌」である。たしかに多いようだが、先の字余り法則の第二則以下に機械的に照らせば、第二則（1）に該当するもの2例（「いまもされな」聞書集263、「いまのわれも」西行法師家集26）、第三則（1）に該当するもの26例（「なみにやどる」山家集410、「ながめやらん」同1046、など）、同（2）に該当するもの10例（「おもひするを」同1480、「さえぞわたる」同1131、など）、第四則に該当するものが7例（「しにてふさん」同850、など）、第五則（1）に該当するものが8例（「はなときくは」同147、など）、第五則（2）に該当するもの27例（「ゆきとみえて」同126、など）が数えられ、その半数近くは定型に収まる可能性が出てくる。山口の「④句中に同一母音の音節が連続する場合」や、ハ行転呼後の語中の「フ」まで考慮すれば、定型に収まりそうな句はさらに増える。「意図的に字余り歌を詠もうとした」「形にとらわれない、自由な心のままの表現の象徴として字余りを積極的に容認した」（『和歌文学大辞典』2014）といった評価もあり、そこが西行歌の大きな魅力なのかもしれないのだが、さほど妄りに定型を逸脱しているわけでもないように思われる。非単独母音性字余り句の増加の背景には、上記第二則以下が想定するような音的環境に加え、助動詞む・らむ・けむ等の撥音化、ハ行転呼といった破調回避の手段が、この時期にはいろいろ増えていることも考慮すべきであろう。

さて、宣長の観察は、単独母音音節の有無に限ってのものであり、字余り句には必ずそれが入っているという指摘自体は、まったく正しい。それを、句中に単独母音音節があれば字余りになる、あるいは、字余りをきたす、などと読み替えるのは、宣長、そして橋本論文の主旨を越えた、拡大解釈ではないかと思う。

## 6 おわりに

次の短歌は、結句をのぞいてすべて字余りなのだが、少なくとも筆者には破調感はとくに感じられない。

「今いちばん行きたいところを言ってごらん」

行きたいところはあなたのところ

(俵万智『とれたての短歌です。』)

モーラ方言話者の作になる現代短歌でも、字余り句の中に母音連続やモーラ音素があれば、それを前接モーラとあわせて韻律単位の1拍分にし、調子を整えることは可能である。第三句「イッテゴラン」は促音と撥音の二つのモーラ音素を含んでおり、両方とも独立的に詠めば破調の字余り、両方とも前接モーラに従属させれば字足らずの破調になる。つまりこの歌の韻律上の単位を言語的単位であるモーラ・音節の一方に決することはできない。あくまでも歌の韻律上の1単位なのである。

あ の く た ら さ ん み や く さ ん ぼ だ い ほ と け  
阿耨多羅三藐三菩提の仏たち

わがたつ杣に冥加あらせてたまへ (新古今和歌集 卷20-1920)

極端な字余り歌として古来有名な伝教大師最澄(767-822)のこの歌も、当時は非モーラ方言であったが故に「サン・ミヤ・ク・サン・ボ・ダイ・ノ」「ミョウ・ガア・ラ・セ・タ・マ・ヘ」と分割され、自ずと定型に収まるのだと説かれることがあるが、多少声を延ばし気味にしながらであれば、現代モーラ方言話者が現代語の発音で臨んでも、韻律を乱すことなく詠むことはできる。種々の音韻変化を被ってはいるが、ア・ヤ・ワ行の非阻害性という点は変わっていないため、こと韻律にかぎっては影響をあまり受けずに済んでいる。先に引いた大伴家持「うらうらに」の歌もそうだが、万葉の字余り歌についても同様のことが言える。となれば、字余りの様相は、当時が非モーラ方言であったということの決定的な証拠にはならないだろう。

ところで、宣長は冒頭の引用箇所が続けて、三十六歌仙の一人・源信明の歌を例示している。

ほのぼのとありあけの月の月影に

紅葉吹きおろす山おろしの風 (新古今和歌集、卷6-591)

これは歌論書『詠歌一体』(藤原為家著。1270年頃)が

「字のあまりたるによりてわろく成るべきにはあらず。しなしやうにててづゝなるが故にきゝにくきなり」

と評した歌でもある。字余りだから調子外れになるのではなく、「しなしやう(やり方)」が「てづつ(下手くそ)」だから耳障りなのだと言うのである。

古代和歌の字余りに見られる、母音をめぐる一種の法則性は、破調にならない範囲で言葉を上手に配置する上での、許容範囲の現れと捉えるべきではない

だろうか。そのために有効に利用できる音声は、上代では母音にほぼ限られていたのが、中世頃まで時代が下ると他にもいろいろ出てきた。母音の観察から導かれた法則性に違例が目立つようになった背景には、そういったこともあっただろう。

佐竹の意図とは異なるだろうが、「字余り法則」の第二則以下はもちろんのこと、第一則も「差支へない」と受けるのが、現象の把握としては適切かと考える。

以上、「字余り法則」につき、ささやかな批判的検証を試みた。

- (注1) これについては拙稿(2006)などで筆者の考えを提示した。その基本的な考え方は現在も変わっていないが、本稿ではとくに触れない。
- (注2) 中世以後の日本語を音訳漢字で写し取った各種中国資料でも、多くは長音・促音・撥音などのモーラ音素に独立した字母を宛てず、シラブル単位の音注になっている。現代東京方言を北京語で音訳しても同様になる。中国原音を背景にした音訳漢字で日本語の母音の長短を不自然にならないように明示的に書き分けるのはけっこう難しい。
- (注3) 現代東京方言などではモーラの単位がアクセント情報の付与に大きく関わっているが、じっさいにアクセント核を担うのは音節主音である。たとえば、比較的なじみの薄い外来語や無意味音連続では一般に語末から数えて3モーラ目にアクセント核が来るが、そこがモーラ音素の場合はもうひとつ前、すなわちそのモーラ音素を含む音節主音の位置に移る。

ア[プ]リ、リ[スベ]クト / ア[ン]グル、ア[プ]ノーマル

同じく東京方言で句の開始位置を示す句音調も、第2モーラからの上昇が基本であるが、そこがモーラ音素の場合はそれを含む音節全体、つまり第1モーラから高く始まる。

コ[ク]ゴ、ニ[ホ]ンシ / [エ]ーゴ、[サ]ンスー

「タクサーン!」「タカーイ!」といったインテンシティを担うのも音節主音である。モーラは数える単位、音節はじっさいの音量を担う単位として、ともに機能している。

- (注4) 桜井茂治(1967)は、中世アクセント資料などから促音の独立性を疑い、その頃までは非モーラ言語であった可能性を説いた。その後の論の流れを作った画期的なものであるが、撥音・長音・二重母音(降り二重母音)に独立した差声のあることを認めており、中世京都方言を「徹底した意味でのシラビーム方言ではなく」「シラビーム的性格をもった音節構造の方言」とも述べている。徹底しない、シラビーム的性格とはどういうものなのか、じっさいにあり得るのかどうか、種々検討を要するであろう。促音だけが違っているのは、当時の音節構造の問題というよりは、アクセントの把握や標示方法の問題の可能性もある。たとえば、モーラ方言である現代語東京方言でも、促音がアクセント核を担うのか否かについては議論のあるところ。持続時間のみを有して中核音の sonority を持たない促音は、少なくともアクセントに関しては他のモーラ音素と同列に扱えない面がある。ま

た、桜井茂治（1973）では連母音 ai が諸方言で異なる変化をとげていることを、分派以前の「シラビーム（音節素）的な構造」の中で、その連母音がさまざまなバリエント（変異音）として実現したからであろうとするが、シラビーム的であればバリエントが豊富だとなぜいえるのか、シラブル言語でそのような事実があるかどうかも含め、これもまた検証が必要であろう。

（注5） 同書所収の歌集（山家集・聞書集・残集・御裳濯河歌合・宮河歌合・西行法師家集など）の間の重複歌や、贈答歌の他者詠、聞書集・残集に含まれる連歌、真作か否か存疑の脚注のある歌を除いた、計2,137首を対象とした。

（注6） この歌の第一句「うらうらに」は準不足音句である。ここのみの孤例であるが、後に「うらら」「うららか」といった派生形を生じているので、第二則以下に関する諸議論に沿うならば当然母音の縮約が考えられるところ。しかも第一句である。準不足音句の相対的に少ない句を「内部に切れ目を入れず一息で」、あるいは「歌ゆえに臨時に結合度を高める」詠まれ方がなされたとする立場からすれば、この第一句は当然破調の字足らなくなるだろう。筆者はそれに与しない立場であるが、なお、ここでの古代の唱詠法は当該現象を説明するために案出されたもので、実際にそのような伝承や記録が示されているわけではない。

#### 参考文献

- 木下正俊（1958）「準不足音句考」『萬葉』26  
桜井茂治（1967）「中世京都方言の音節構造——そのシラビーム的性格について——」『季刊文学・語学』46  
桜井茂治（1973）「日本語の音節構造と音声変化——連母音 [ai] について——」『国学院雑誌』1973-5  
佐竹昭広（1946）「萬葉集短歌字余考」『文学』14-5  
佐藤栄作（1983）「万葉集の字余り、非字余り——形式面、リズム面からのアプローチ——」『国語学』135  
高山倫明（2006）「音節構造と字余り論」『語文研究』100・101  
高山倫明（2011）「音韻史と字余り」『国語と国文学』88-8  
橋本進吉（1942）「国語の音節構造と母音の特性」『国語と国文学』19-2（橋本進吉 1950 所収）  
橋本進吉（1950）『国語音韻の研究 橋本進吉博士著作集第四冊』岩波書店  
本郷洋子（1975）「西行の歌と字余り句」『香椎湖』20  
毛利正守（1979a）「萬葉集に於ける単語連続と単語結合体」『万葉』100  
毛利正守（1979b）「[サネ・カツテ] 再考」『万葉』102  
毛利正守（1981）「萬葉集の字余り——そのひとつの形——」『万葉』106  
毛利正守（2011）「萬葉集の字余り——音韻現象と唱詠法による現象との間——」『日本語の研究』7-1  
山口佳紀（2004）『万葉集』における「非単独母音性の字余り句」について」『万葉』186  
山口佳紀（2008）『万葉集字余りの研究』塙書房

（たかやま みちあき・本学教授）